相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡木曽町福島五四三九番地口、最後の住所長野県木曽郡上松町大字荻原二四〇四番地一木曽寮
被相続人　亡　廣瀬　松江

右被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
長野県木曽郡木曽町福島四八五五番地八
相続財産管理人　司法書士　奥原　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市大町一一五八番地、最後の住所長野県上田市常盤城六丁目一番四号
被相続人　亡　松下　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
長野県安曇野市豊科四八三番一　ＫＲビル二階
相続財産管理人　弁護士　森本　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市大渕五九三七番地二、最後の住所静岡県掛川市大渕五九三七番地の二
被相続人　亡　伊藤　智尋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
静岡県掛川市久保一丁目二番六号
相続財産管理人　司法書士　花田　眞吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市瀬田二丁目七九六番地、最後の住所滋賀県大津市瀬田二丁目六番九号
被相続人　亡　礒田　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
事務所滋賀県大津市京町三丁目四番一二号　アーバン二一ビル五階滋賀第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　玉木　昌美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区加美東一丁目八三番地、最後の住所大阪市平野区加美東一丁目九番二四号
被相続人　亡　橋本　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
大阪府大阪市北区東天満一―三―八ＵＬＴＩＭ東天満七階
相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市東区金岡西町一一九八番地三、最後の住所神戸市北区鈴蘭台北町五丁目七番四号
被相続人　亡　貝原　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
神戸市中央区御幸通六丁目一番二〇号七階
神戸H・I・T・法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区中島八七八番地、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒一三七番地一一
被相続人　亡　森　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二
相続財産管理人　弁護士　丸尾　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区中村町二丁目七六番地、最後の住所兵庫県宍粟市山崎町東下野二七三番地二　養護老人ホームだんだん
被相続人　亡　末永　一夫

平成二十八年一月二十五日
事務所滋賀県大津市京町三丁目四番一二号　アーバン二一ビル五階滋賀第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　玉木　昌美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区加美東一丁目八三番地、最後の住所大阪市平野区加美東一丁目九番二四号
被相続人　亡　橋本　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
大阪府大阪市北区東天満一―三―八ＵＬＴＩＭ東天満七階
相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市東区金岡西町一一九八番地三、最後の住所神戸市北区鈴蘭台北町五丁目七番四号
被相続人　亡　貝原　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊井　公策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県御津郡野谷村大字菅野三九一番地最後の住所不明　被相続人　亡　中山　筆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日
事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号　ＳＵＭＩＫＡビル二階
相続財産管理人　弁護士　横山　純子

無縁墳墓等改葬公告

道路事業に伴う墳墓移転のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年一月二十五日
一、墳墓等所在地　千葉県木更津市桜井字鶴ケ岡八三七番地
一、墳墓等の名称　光福寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、京増こと、白井なを、岡崎さく、白井あさ、白井三佐男、泉水四郎七、泉水直吉、泉水いち、泉水しず、泉水浅吉、氏名不詳六名、他不詳二区画
一、改葬を行おうとする者　千葉県木更津市桜井八三七番地　宗教法人光福寺　代表役員　守順衛

第3期決算公告

平成27年12月17日
東京都港区台場二丁目3番2号
株式会社ＳＳＢＣ
代表取締役　阿部　正憲

貸借対照表の要旨
（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	64,815
	資産合計	64,815
負債及び純資産の部	流動負債	29,980
	負債合計	29,980
	株主資本	34,834
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,834
	その他利益剰余金	4,834
	（うち当期純利益）	(939)
	純資産合計	34,834
	負債・純資産合計	64,815

第18期決算公告

平成28年1月25日
東京都中央区京橋一丁目6番13号
株式会社グッドバンカー
代表取締役社長　筑紫みずえ

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	59,753
	固定資産	27,078
	合計	86,831
負債及び純資産の部	流動負債	3,270
	株主資本	83,561
	資本金	62,360
	利益剰余金	21,201
	利益準備金	925
	その他利益剰余金	20,276
	（うち当期純利益）	(1,464)
	合計	86,831

第52期決算公告

平成28年1月25日
さいたま市北区土呂町1丁目59番7号
寺木産業株式会社
代表取締役　寺木眞一郎

貸借対照表の要旨（平成27年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	394,891
	固定資産	60,433
	合計	455,324
負債及び純資産の部	流動負債	226,702
	貸倒引当金	1,355
	固定負債	32,184
	株主資本	196,438
	資本金	15,000
	利益剰余金	181,438
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	177,688
	（うち当期純利益）	(8,721)
	合計	455,324